

平成七年政令第四百九号

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令  
内閣は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十三号）附則第四条第六号（同条第七号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第七条第二号及び第三号（これらの規定を同法附則第十二条第二号イにおいて準用する場合を含む。）第十条第二号並びに第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

**第一条** この政令において、「旧法契約」、「二年法契約」、「区分掛金納付月数」、「一部施行日前区分掛金納付月数」、「旧最高掛金月額」、「計算月」とは、それぞれ中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第四条第一号に規定する旧法契約、同条第二号に規定する二年法契約、同条第三号に規定する区分掛金納付月数、同条第四号に規定する一部施行日前区分掛金納付月数、同条第五号に規定する旧最高掛金月額、同条第八号に規定する計算月をいう。

（改正法附則第四条第六号の算定した額）

**第二条** 改正法附則第四条第六号に規定する従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げたる被共済者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 旧法契約の被共済者 次のイからハまでに掲げる掛金月額の区分（改正法附則第四条第三号に規定する掛金月額の区分をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該イからハまでに定める額

イ 千二百円を超えない部分の掛金月額の区分 一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ、同表の第二欄に定める金額の十二分の一の金額を加算した金額

ロ 千二百円を超える部分の掛金月額の区分 一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ、同表の第二欄（掛金月額の変更があつた場合において、次の（一）又は（二）に掲げる場合に該当するときは、当該（一）又は（二）又は（三）に定める掛金月額の区分については、同表の第三欄）に定める金額

（1） 旧法契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以前である場合において、同月前に期間に係る掛金月額の最高額を超える掛金月額が同月以後にあるとき。 当該最高額を超える部分の掛金月額の区分

（2） 旧法契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以後である場合において、同月における掛金月額を超える部分の掛金月額があるとき。 当該効力を生じた日における掛金月額を超える部分の掛金月額の区分

ハ 旧最高掛金月額を超える部分の掛金月額の区分 一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ同表の第五欄に定める金額

（改正法附則第四条第七号の規定によりその例によることとされる同条第六号の算定した額）

**第三条** 改正法附則第四条第七号の規定によりその例によることとされる同条第六号に規定する従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる被共済者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

イ 旧法契約の被共済者 次のイ又はロに掲げる掛金月額の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 旧最高掛金月額を超えない部分の掛金月額の区分 一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ、同表の第二欄（掛金月額の変更があつた場合において、次の（一）又は（二）に掲げる場合に該当するときは、当該（一）又は（二）に定める掛金月額の区分については、同表の第三欄）に定める金額

（1） 旧法契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以前である場合において、同月前における掛金月額の最高額を超える掛金月額が同月以後にあるとき。 当該最高額を超える部分の掛金月額の区分

（2） 旧法契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以後である場合において、当該効力を生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき。 当該効力を生じた日における掛金月額を超える部分の掛金月額の区分

口 旧最高掛金月額を超える部分の掛金月額の区分 一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ同表の第五欄に定める金額

（改正法附則第七条第一号の算定した額）

**第四条** 改正法附則第七条第二号に規定する従前の算定方法により算定した額は、千二百円を超えない部分の掛金月額の区分について、区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ、同表の第二欄に定める金額の十二分の一の金額を加算した金額とする。

（改正法附則第七条第三号の算定した額）

**第五条** 第二条の規定は、改正法附則第七条第三号に規定する従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、第二条中「一部施行日前区分掛金納付月数」とあるのは、「区分掛金納付月数」と読み替えるものとする。

（過去勤務期間通算制度導入の際の特例申出に係る被共済者に対する改正法附則第九条の規定の適用）

**第六条** 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十五号）附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する同法による改正後の中小企業退職金共済法第二十一条の二第一項の規定による申出に係る被共済者であつて、当該申出をした日の属する月から五年（過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数）を経過する月までの一部の月につき過去勤務掛金が納付されていないものに対する改正法附則第九条（改正法附則第十三条第二号ハにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正法附則第九条中「退職金共済契約の効力が生じた日」とあるのは「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十五号）附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する同法による改正後の中小企業退職金共済法第二十一条の二第一項の規定による申出をした日」と、「掛金納付月数」とあるのは「当該申出をした日の属する月以後の期間に係る掛金納付月数」とする。

**第七条** 改正法附則第七条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した第十条被共済者（改正法附則第十条各号に掲げる額を除く。）又は施行日以後に解除された退職金共済契約の第十条被共済者に係る解約手当金の額（改正法附則第十三条第三号イ及びロに掲げる額を除く。）に係る改正法附則第七条又は改正法附則第十三条第二号イにおいて準用する改正法附則第七条の規定の適用については、第十条被共済者は、二年法契約の被共済者とみなす。

（改正法附則第十条第二号の退職金の額）

**第八条** 改正法附則第十条第二号に規定する従前の算定方法により算定して得られる旧法契約に係る退職金の額は、次の各号に掲げる旧法契約の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

イ 旧最高掛金月額を超える掛金の納付がなかつた旧法契約 次のイ及びロにより計算して得た金額の合算額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

イ 千二百円を超えない部分の掛金月額の区分について、区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ、同表の第二欄に定める金額の同表の第四欄に定める金額の十二分の一の金額を加算した金額

（1） 又は（2）に掲げる場合に該当するとき（掛金納付月数が二十三月以下である場合を

除く。)は、当該(1)又は(2)に定める掛金月額の区分については、同表の第三欄)に定める金額

(1) 旧法契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以前である場合において、同月前の

期間に係る掛金月額の最高額を超える掛金月額が同月以後にあるとき。当該最高額を超える部分の掛金月額の区分

(2) 旧法契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以後である場合において、当該効力を生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき。当該効力を生じた日における掛金月額を超える部分の掛金月額の区分

二 旧最高掛金月額を超える掛金の納付があつた旧法契約 次のイ及びロに定める額を合算して得た額

イ 各月分の掛金のうち旧最高掛金月額を超える額により納付された掛金は旧最高掛金月額に

相当する額により納付されたものとして、前号の規定の例により計算して得た額を超える部分につ

ロ 旧最高掛金月額を超える額により納付された掛金のうち旧最高掛金月額を超える部分につ

き、次の(1)から(3)までに掲げる旧法契約に係る掛金納付月数の区分に応じ、当該

(1)から(3)までに定める額

(1) 二十三月以下 区分掛金納付月数についての別表の一欄に掲げる月数に応じ同表の第

二欄に定める金額を合算して得た額

(2) 二十四月以上四十二月以下 百円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額

(3) 四十三月以上 次の(i)に定める額に次の(i-i)に定める額を加算して得た額

(i) 区分掛金納付月数についての別表の一欄に掲げる月数に応じ同表の第五欄に定める

金額を合算して得た額

(ii) 旧法契約が効力を生じた日の属する月から計算月(平成四年四月以後の計算月に限

る。)までの各月分の掛金のうち旧最高掛金月額を超える部分に係る区分掛金納付月数

についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ同表の第五欄に定める金額を合算して得た額

額に、それぞれ当該計算月の属する年度に係る中小企業退職金共済法(昭和三十四年法

律第百六十号。以下「法」という。)第十一条第三項の規定により労働大臣が定めた同条

第二項第三号ロの支給率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これ

を一円に切り上げるものとする。)を合算して得た額

(改正法附則第十三条第二号イにおいて準用する改正法附則第七条第三号の算定した額)

第九条 第三条の規定は、改正法附則第十三条第二号イにおいて準用する改正法附則第七条第三号の規定による従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、第三条中

「一部施行日前区分掛金納付月数」とあるのは、「区分掛金納付月数」と読み替えるものとする。

(労働省令への委任)

第十条 昭和五十五年十二月一日以後に効力を生じた旧法契約について同日前に効力を生じた旧法

契約に係る掛金納付月数を法第十四条の規定により通算して施行日以後に支給することとなる退

職金及び解約手当金の額を算定する場合における第一条(第五条において準用する場合を含む。)、第三条(前条において準用する場合を含む。)、第四条及び第八条の規定の適用に関し必要な事

項は、労働省令で定める。

(端数処理)

第十一条 改正法附則第七条(改正法附則第八条及び第九条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により算定される退職金の額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上

げるものとする。

(過去勤務期間を通算した場合の退職金等に関する経過措置)

第十二条 施行日以後に効力を生じた退職金共済契約の被共済者のうち、法第二十一条の四第一項に規定する被共済者であつて同項第一号に規定する応当する日が施行日前の日であるものに対する

る同号(同条第三項第二号の規定によりその例による。)とされる場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項第一号中「第十条第一項」とあるのは、「第十条第二項第三号ロ中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月(平成四年四月以後の月に限る。)」として同項」とする。前項の被共済者に係る平成四年度から平成七年度までの各年度に係る法第十条第二項第三号ロの支給率は、同条第三項の規定にかかわらず、施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者に係る当該各年度に係る同条第二項第三号ロの支給率その他の事情を勘案して、労働大臣が施行日に定めるものとする。

附 則 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

別表 (第一條—第四条、第八条関係)		第五欄
第一欄	第二欄	
一月	〇円	一〇〇円
二月	〇円	二〇〇円
三月	〇円	三〇〇円
四月	〇円	四〇〇円
五月	〇円	五〇〇円
六月	〇円	六〇〇円
七月	〇円	七〇〇円
八月	〇円	八〇〇円
九月	〇円	九〇〇円
十月	〇円	一〇〇〇円
十一月	〇円	一一〇〇円
一二月	三六〇円	一二〇〇円
一三月	四二〇円	三〇〇円
一四月	四八〇円	四〇〇円
一五月	五四〇円	五〇〇円
一六月	六〇〇円	六〇〇円
一七月	六七〇円	七〇〇円
一八月	七四〇円	八〇〇円
一九月	八二〇円	九〇〇円
二〇月	九〇〇円	一〇〇〇円
二一月	九九〇円	一一〇〇円
二二月	一〇八〇円	一二〇〇円
二三月	一、一七〇円	二、三〇〇円
二四月	一、四〇〇円	一、四〇〇円
二五月	一、五〇〇円	一、五〇〇円
二六月	二、六〇〇円	二、六〇〇円
二七月	二、七〇〇円	二、七〇〇円
二八月	二、八〇〇円	二、八〇〇円
二九月	二、九〇〇円	二、九〇〇円
二〇月	三〇〇円	三〇〇円
三一月	三、一〇〇円	三、一〇〇円
三二月	三、一〇〇円	三、一〇〇円











四七三月	二二四、三三〇円
四七月	二一五、四九〇円
四七五月	二一六、六六〇円
四七六年	二一七、八三〇円
四七七年	二一九、〇一〇円
四七八月	二一〇、一九〇円
四七九月	二一一、三八〇円
四八〇月	二二二、五七〇円
四八一月	二二三、七七〇円
四八二月	二二四、九八〇円
四八三月	二二六、一九〇円
四八四月	二二七、四一〇円
四八五月	二二八、六三〇円
四八六月	二三九、八六〇円
四八七月	二三一、一〇〇円
四八八月	二三二、三四〇円
四八九月	二三三、五九〇円
四九〇月	二三四、八四〇円
四九一月	二三六、一〇〇円
四九二月	二三七、三六〇円
四九三月	二三八、六三〇円
四九四月	二三九、九一〇円
四九五月	二四一、二〇〇円
四九六月	二四二、四九〇円
四九七月	二四三、七九〇円
四九八月	二四四、〇九〇円
五〇〇月	二四五、三九〇円
五〇一月	二四九、〇四〇円
五〇二月	二五〇、三七〇円
五〇三月	二五一、七〇〇円
五〇四月	二五三、〇四〇円
五〇五月	二五五、三九〇円
五〇六月	二五六、七五〇円
五〇七月	二五七、一一〇円
五〇八月	二五八、四八〇円
五〇九月	二五九、八五〇円
五一〇月	二六一、二三〇円
五一月	二六二、六二〇円
五一三月	二六五、四二〇円
五一五月	二六六、八三〇円
五六六月	二六八、二四〇円
五六九、六六〇円	二六四、二七〇円
五六九、五五〇円	二六一、四九〇円
五六九、五五〇円	二六〇、一一〇円
三五九、五五〇円	二〇一、七二〇円
三五九、五五〇円	二〇〇、七三〇円

数 以上 の 月	五四〇月	三〇五、九六〇円	五四一月	三〇五、九六〇円に、一九九、八四〇円に、
	五四二月	二九三、三八〇円	五四三月	二九四、九三〇円
加算した金額	五四四月	二九一、一九〇円	五四五月	二九六、四八〇円
	五四六月	二九二、七〇〇円	五四七月	二九三、一九〇円
加算した金額	五四八月	二九四、九三〇円	五四九月	二九六、一九〇円
	五四十月	二九五、九三〇円	五四〇月	二九七、一九〇円
加算した金額	五四〇月	二九九、八四〇円	五四〇月	二九九、八四〇円
	五四〇月	二九九、八四〇円	五四〇月	二九九、八四〇円
算した金額	五四〇月	二九九、八四〇円	五四〇月	二九九、八四〇円
	五四〇月	二九九、八四〇円	五四〇月	二九九、八四〇円
加算した金額	五四〇月	二九九、八四〇円	五四〇月	二九九、八四〇円
	五四〇月	二九九、八四〇円	五四〇月	二九九、八四〇円